

平成 25 年 5 月 23 日
沖縄総合事務局林務水産課

沖縄周辺海域における台湾漁船の^{だほ}拿捕について

沖縄総合事務局では、水産庁と連携し、今月 10 日に日台双方の法的効力が発生した日台民間漁業取り決めの遵守状況について台湾漁船への指導、取締りを強化していたところ、5 月 23 日に台湾はえ縄漁船を漁業主権法違反（無許可操業罪）で拿捕しましたので、お知らせします。

日台民間漁業取り決めの法的効力発生後、沖縄総合事務局の行う漁業取締における台湾漁船の拿捕は 3 件目です。また、外国漁船の拿捕としても今年に入って 3 件目です。

5 月 23 日午前 2 時 03 分ころ、水産庁所属漁業取締船「東光丸」（2,071 トン）は、沖縄県八重山郡竹富町字鳩間中森 329 所在鳩間島灯台北北東約 4.1 km の我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）において、台湾はえ縄漁船「福昌 168 号（フチャン 168 ハオ）」が操業していたのを確認した。

このため、沖縄総合事務局は、5 月 23 日午前 3 時 10 分、同船船長で台湾出身の蘇澤鴻（ス ツォホン）（45 歳）を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）で現行犯逮捕した。

沖縄総合事務局では、今後とも水産庁と協力して厳正な取締りを実施してまいりたい。

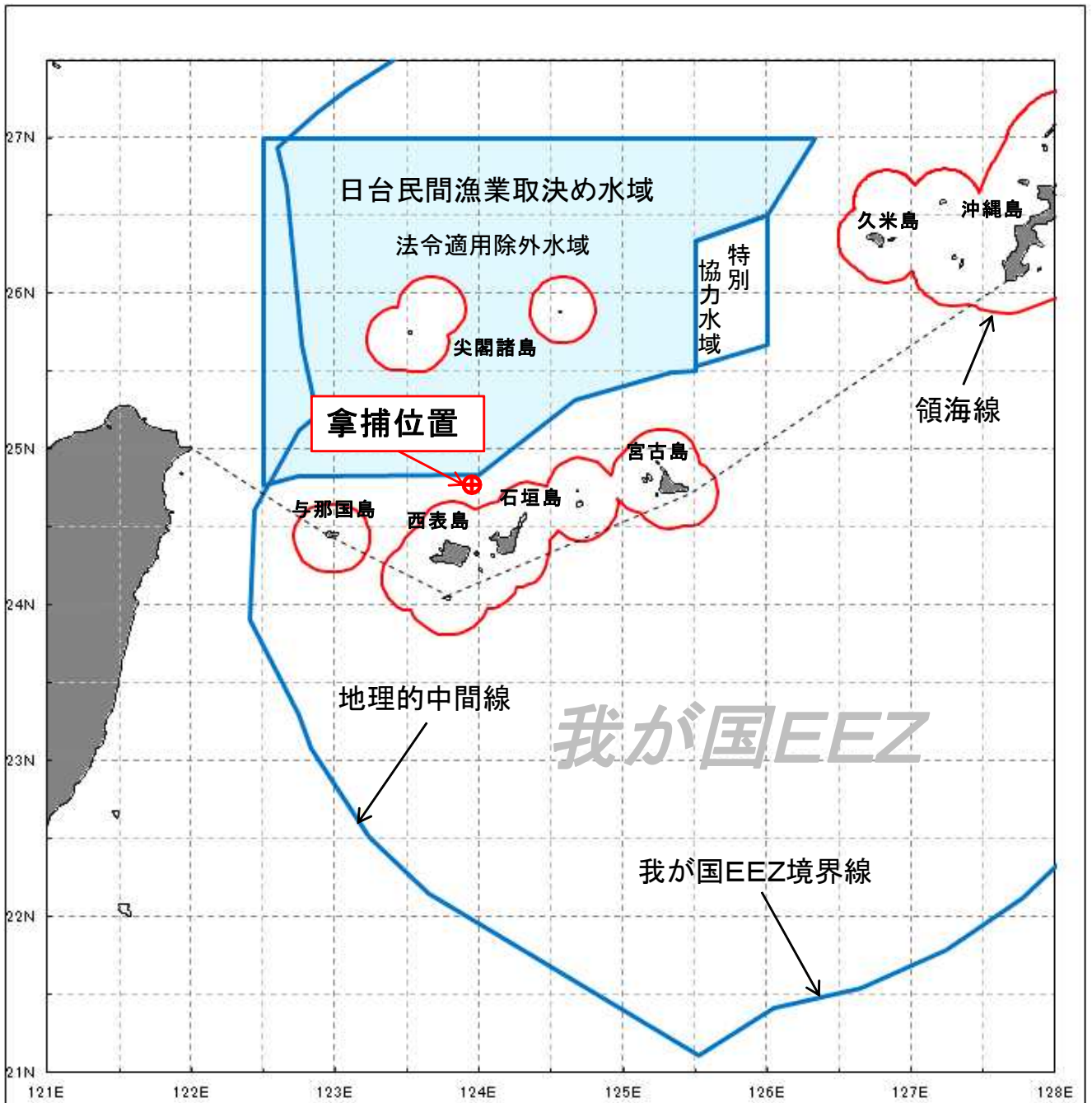
本件にかかる概要は、以下のとおり。

記

- 1 被 疑 者：蘇澤鴻（ス ツォホン）45 歳
- 2 被 疑 船：福昌 168 号（フチャン 168 ハオ）
（はえ縄漁船、総トン数：46.29 トン、被疑者を含む 8 人乗船、
漁業根拠地：南方澳漁港）
- 3 違反内容：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）

問合せ先：沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
担当者：白勢、島尻
代 表：098-866-0031（内 83520、83531）
直 通：098-866-1674
カラー写真の提供可能

台湾はえ縄漁船「福昌 1 6 8 號」拿捕位置概略図



福昌 1 6 8 號（フチャン 1 6 8 ハオ）写真



福昌 1 6 8 號(手前)と、水産庁漁業取締船東光丸(奥)